

福岡都市計画地区計画の決定
(福岡市決定)

都市計画住吉一丁目地区地区計画を次のように決定する。

名称	住吉一丁目地区地区計画	
位置	福岡市博多区住吉一丁目の一部	
面積	約 4.2 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、都心部の中枢地区である「天神地区」と「博多駅地区」の中間に位置し、都心部の各拠点間の回遊性を強化する核施設の形成が期待されている。</p> <p>また、当地区では、民間による「住吉一丁目地区第一種市街地再開発事業」の施行が予定されている。</p> <p>そこで、隣接する河川空間等の立地特性を生かした良好な拠点形成を図り、併せて都心部の均衡ある発展を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>都心部の中心に位置する立地特性を生かし、都心部の各拠点間の回遊性を強化する「核」の形成を図るとともに、今後の国際化・情報化等の社会の進展に対応した商業、宿泊、文化等の複合施設を配置し、活力のなかにもゆとりとうるおいを感じさせる市街地の形成を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>公共空間である道路と私的空間である建築物の敷地とが有機的に調和した良好な街区を形成するため、建築物等の壁面の位置の制限を定めるとともに、快適な都心景観の創出を図るため、建築物等の形態・意匠の制限を定める。</p>

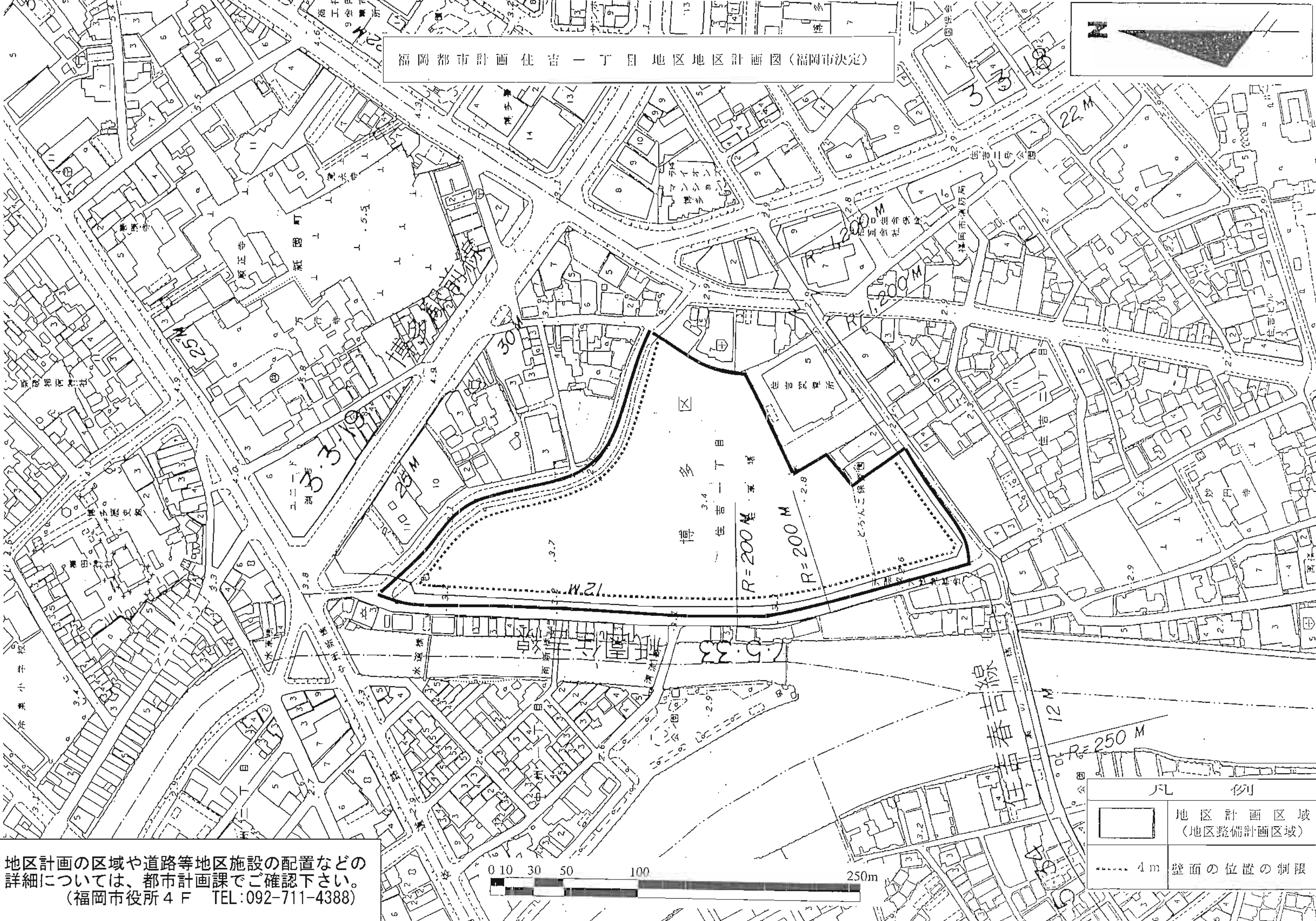
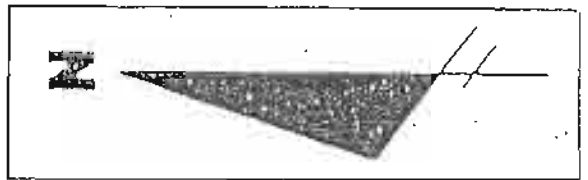
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>都市計画道路「祇園住吉線」、「住吉春吉線」の計画線及び市道祇園町276号線との境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に付属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、4 mとする。 (ただし、歩行者の通行に供することを目的とする施設は除く)</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>高架水槽、クーリングタワー等の屋上に設置する施設については、露出面積を少なくする等都市景観に配慮すること。</p>

「地区計画及び地区整備計画の区域並びに壁面の制限位置は計画図表示のとおり」

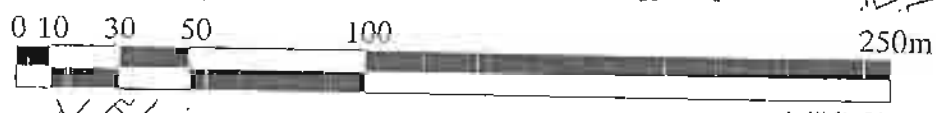
理由

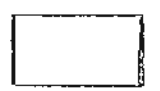
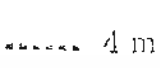
当地区は、市街地再開発事業により、21世紀を展望した新しい魅力と活気にあふれる都市空間の形成を目指しており、良好でゆとりある市街地環境の形成及び保全を行うため、本案のとおり決定するものである。

福岡都市計画住吉一丁目地区地区計画図(福岡市決定)



地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの
 詳細については、都市計画課でご確認下さい。
 (福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)



凡 例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	4m 壁面の位置の制限